

新型コロナウイルス感染症対策に係る追加支援策について

1 概要

新型コロナウイルス感染症対策に関し、国において緊急事態宣言が延長されるとともに、福岡県が行う緊急事態措置として、特措法第45条第1項に基づく県民への外出自粛要請、特措法第24条第9項に基づく飲食店等への営業時間短縮要請等が3月7日まで継続された。

県が行う緊急事態措置の実効性をより高め、感染拡大防止を強力に押し進めるとともに、地域経済の維持を図るためのさらなる支援を行う必要があることから、既決予算を活用し、福岡市の追加支援策を早急に実施するもの。

2 福岡市の追加支援策の内容

○売上の減少した事業者への支援【既決予算対応】

飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受け売上が減少した事業者のうち、国や県の一時金等の対象とならない事業者に対し、法人は15万円、個人事業主は10万円を上限に支援金を支給

- 対象事業者：・飲食店と取引がある事業者等、国の一時金の対象業種で売上が30%以上50%未満減少した事業者(50%以上減少した事業者は国が支援)
- ・国や県の支援対象とならない業種で売上が50%以上減少した事業者

※今後、支援策の詳細を精査する中で変更の可能性あり